

平成30年度就労継続支援A型事業所の指定基準に係る実態調査(静岡県)【調査票②】

4 国省令192条(経営改善計画の作成等)に係る調査

平成29年度就労支援事業別事業活動明細書

(自)平成 29年 4月 1日 (至)平成 30年 3月 31日

法 株式会社 富士山ドリームビレッジ
事 富士山ドリームビレッジ(A型)
事 2212100644

(単位:円)

勘定科目	合計	業務1	業務2	業務3	その他1	その他2	備考
収益							
就労支援事業収益	10,939,181	2,883,792	5,690,781	1,319,445	699,259	345,904	
就労支援事業活動収益計	10,939,181	2,883,792	5,690,781	1,319,445	699,259	345,904	
費用							
燃料費	199,328	199,328					
通信費	61,367	61,367					
水道光熱費	656,313	656,313					
雑費	46,817	46,817					
合計	963,825	963,825	0	0	0	0	
期末製品(商品)棚卸高							
差引	963,825	963,825	0	0	0	0	
就労支援事業販管費	340,611	340,611					
就労支援事業活動費用計	1,304,436	1,304,436	0	0	0	0	
就労支援事業活動増減差額	9,634,745	1,579,356	5,690,781	1,319,445	699,259	345,904	

※業務別に計上が困難な場合は「業務1」欄にまとめて記載してください。

利用者に支払う賃金の総額	9,004,762
--------------	-----------

業務	業務の内容(生産活動の内容、活動場所、主な必要資機材・材料 等)
業務1	(業種) 宅配水製造業 (場所) 富士宮市南陵 (必要機材) 備品等は企業より支給 ①水製品の出荷準備 ※単価¥12.5/個 就労時間 5h(9:15~15:00) ②サーバー製品の出荷準備・入庫作業 ※県最低賃金¥832/h 就労時間(9:15~15:00) ③水製品の廃棄作業 ※単価¥12.5/個 就労時間(9:15~15:00)
業務2	(業種) 自動車部品製造業 (場所) 富士市北松野 (必要機材) 備品等は企業より支給あり ①部品の検品 ※県最低賃金¥832/h 就労時間(9:30~15:15) ②金型の洗浄 ※県最低賃金¥832/h 就労時間(9:30~15:15)
業務3	(業種) 食品製造業 (場所) 富士市吉原 (必要機材) 備品等は企業より支給あり ①お弁当箱の洗浄 ※県最低賃金¥832/h (経費含む) 就労時間(11:00~17:00)
その他1	(業種) 製造業 (場所) 富士宮市宮原 (必要機材) 備品等は企業より支給あり ①プレス加工品の洗浄・梱包作業 ※県最低賃金¥832/h (経費含む) 就労時間 4.5h(9:30~15:00)
その他2	雑収入等